

令和4年 No.49

○国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

制定改廃の手続を明確にすること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

制定改廃の手続を明確にすること及び字句修正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年11月16日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第34号

国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程（平成16年規程第16号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程の一部改正について

改正理由：制定改廃の手続を明確にすること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(規程等の区分)</p> <p>第2条 規程等は次の各号により区分する。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 規程は、<u>法令、学則等</u>に基づき、本学の教育研究又は管理運営に関する重要事項を定めたものをいう。</p> <p>(3)～(9) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(制定改廃の<u>手続</u>)</p> <p>第5条 規程等の制定改廃の<u>手続</u>は、<u>法令、当該規程等</u>に特別の定めがある場合を除き、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 法律、政令、省令、通達等に基づき、規程等を形式的に改正する場合の<u>手続</u>は、前2項の規定にかかわらず、関係審議機関への報告をもって処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年11月16日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(規程等の区分)</p> <p>第2条 規程等は次の各号により区分する。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 規程は、<u>法令又は学則等</u>に基づき、本学の教育研究又は管理運営に関する重要事項を定めたものをいう。</p> <p>(3)～(9) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(制定改廃の<u>手続</u>き)</p> <p>第5条 規程等の制定改廃の<u>手続</u>きは、<u>当該規程等</u>に特別の定めがある場合を除き、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 法律、政令、省令、通達等に基づき、規程等を形式的に改正場合の<u>手続</u>きは、前2項の規定にかかわらず、関係審議機関への報告をもって処理する。</p> <p>〔省略〕</p>